

農林水産部水産課所管施設ネーミングライツパートナー
審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 農林水産部水産課が所管する施設のネーミングライツパートナー優先交渉権者の選定を厳正かつ公平に行うため、農林水産部水産課所管施設ネーミングライツパートナー審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(対象施設)

第2条 対象施設は、次の施設とする。

- (1) 函館市漁村センター
- (2) 戸井ウニ種苗センター
- (3) 函館湯川漁港交流広場

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 評価基準に関すること。
- (2) 応募内容の審査に関すること。
- (3) 優先交渉権者の選定に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(委員)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者により構成する。

- (1) 農林水産部長
- (2) 農林水産部次長
- (3) 農林水産部水産課長
- (4) 農林水産部漁業活性化対策担当課長

2 委員の任期は、所掌事務に係る協議が終了したときまでとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、農林水産部長とする。
- 3 副委員長は、農林水産部次長とする。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は出席した委員の合議により決し、合議により決することができないときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として非公開とする。

5 委員長は、会議の議事に必要な事項を記載した書面を各委員に配付し、その賛否を確認することをもって、委員会の会議に代えることができる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、委員会の運営において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、農林水産部水産課において処理し、会議の議事録を作成したうえで保管するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月30日から施行する。